

第56回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2021年7月27日（火曜日） 午前10時

開催場所 静岡県静岡市葵区黒金町56

ホテルアソシア静岡3階 駿府

（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）

目次

第56回定時株主総会招集ご通知…………… 1

株主総会参考書類

議案及び参考事項…………… 5

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 監査役1名選任の件

添付書類

事業報告…………… 8

計算書類…………… 34

連結計算書類…………… 37

会計監査人の監査報告書 謄本…………… 40

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本…………… 42

監査役会の監査報告書 謄本…………… 44

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日のご来場を見合わせていただき、書面・インターネット等による事前の議決権行使をされますようお願い申し上げます。

また、ご来場株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



証券コード 2593
2021年7月5日

株 主 各 位

東京都渋谷区本町三丁目47番10号
株式会社 伊藤園
代表取締役社長 本 庄 大 介

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会当日のご出席はお控えいただき、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年7月26日(月曜日)午後5時までには議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 2021年7月27日(火曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 静岡県静岡市葵区黒金町56
ホテルアソシア静岡3階 駿府
(本株主総会の開催場所は、東京オリンピック開催を考慮し、静岡県での開催といたしました。ご来場の際は、末尾の「株主総会 会場のご案内」をご参照のうえ、お間違えないようご注意ください。) |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第56期(2020年5月1日から2021年4月30日まで)事業報告及び計算書類の報告の件
2. 第56期(2020年5月1日から2021年4月30日まで)連結計算書類の報告ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

お願い

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日ご出席の株主様におかれましては、マスク着用のうえご来場ください。また、会場内でのアルコール消毒、検温の実施等、感染拡大防止のための措置へのご協力をお願いいたします。マスクを着用いただけない場合や発熱等体調の不安がみられる場合は、ご入場をご遠慮いただきますので、ご了承ください。
- 密集防止のため、座席間の間隔を広げることから、当日ご来場いただきましても、ご入場いただけない場合がございますので、ご了承ください。
- ご来場株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

インターネットによる開示について

- 次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第24条の規定に基づき、当社ホームページに掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 1. 計算書類の個別注記表
 2. 連結計算書類の連結注記表会計監査人及び監査役が監査した計算書類、連結計算書類は、第56回定時株主総会招集ご通知添付書類に記載した各書類のほか、当社ホームページに掲載している個別注記表及び連結注記表となります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合、または株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ

<https://www.itoen.co.jp>

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

日時 2021年7月27日(火曜日)午前10時

場所 静岡県静岡市葵区黒金町56

ホテルアソシア静岡3階 駿府

(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会 会場のご案内」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)

書面で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年7月26日(月曜日)午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2021年7月26日(月曜日)午後5時まで

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

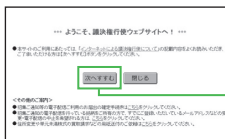
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワード を入力する方法

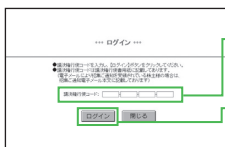
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

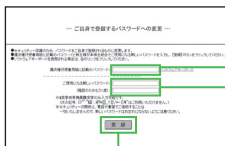
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

利益配分につきましては、安定的な利益配分を基本とし、配当を行ってまいります。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、第1種優先株式に対する当期の期末配当につきましては、第1種優先株式の内容に基づき、1株当たり普通株式1株に対して交付する金銭の額に、125パーセントを乗じた額（小数第一位まで算出し、小数第一位を切り上げる。）の金銭とさせていただきますのもであります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円

普通株式配当総額 金1,764,002,260円

当社第1種優先株式1株につき金25円

第1種優先株式配当総額 金826,266,050円

なお、中間配当金を含めました当期の年間配当は、普通株式1株につき金40円、第1種優先株式1株につき金50円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年7月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、企業価値向上に向けた投資等に活用し、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 4,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 4,000,000,000円

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役長澤正浩氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の 種類及び数	当社との 特別の 利害関係
横倉 仁 (1969年5月30日生)	1992年4月 監査法人朝日新和会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入所 1995年3月 公認会計士登録 2001年12月 監査法人朝日新和会計社（現 有限責任あずさ監査法人）退所 横倉会計事務所開設 2002年1月 弁護士（東京弁護士会）登録 2007年12月 ビンガム・坂井・三村・相澤法 律事務所（現 アンダーソン・ 毛利・友常法律事務所）入所 2014年4月 早稲田リーガルコモンズ法律事 務所パートナー弁護士（現任） 2017年7月 みのり監査法人外部監事（現任） 2020年6月 株式会社クレディセゾン社外 取締役（現任） （重要な兼職の状況） 早稲田リーガルコモンズ法律事務所パートナー 弁護士 みのり監査法人外部監事 株式会社クレディセゾン社外取締役	普通株式 一株 第1種 優先株式 一株	なし

（社外監査役候補者とした理由）

横倉仁氏は、公認会計士及び弁護士として専門的な知見ならびに幅広い知識及び経験を有しております。社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、会計・法務に関する高度な専門知識と見識を当社経営の監視・監査に活かしていただけるものと判断し、新たに社外監査役候補者となりました。

- （注）
- 横倉仁氏は、新任の社外監査役候補者であります。
 - 当該議案が原案どおり承認された場合には、当社は横倉仁氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
 - 当社及び当社グループの取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。これにより、役員等がその職務の執行に関して損害賠償責任を負った場合に生じた損害等を補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合は補填されないなど一定の免責事由があります。当該議案が原案どおり承認された場合には、横倉仁氏も当該保険契約の被保険者となる予定であります。契約期間は1年間であり、期間満了前に取締役会にて決議の上、更新する予定であります。
 - 横倉仁氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、当社は独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以上

(ご参考)

＜当社の独立社外役員にかかる独立性判断基準＞

東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準を踏まえて、以下を当社の独立社外役員の独立性判断基準とします。

- (1) 次のAからFまでのいずれについても該当せず、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと認められる者
- A. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - B. 当社の主要な取引先又はその業務執行者
 - C. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
 - D. 最近において、次に該当していた者
 - (a) A、B又はCに掲げる者
 - E. 就任の前10年以内のいずれかの時において次の(a)から(c)までのいずれかに該当していた者
 - (a) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - (b) 当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - (c) 当社の兄弟会社の業務執行者
 - F. 次の(a)から(g)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
 - (a) AからEまでに掲げる者
 - (b) 当社の子会社の業務執行者
 - (c) 当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - (d) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - (e) 当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - (f) 当社の兄弟会社の業務執行者
 - (g) 最近において(b)、(c)又は当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者
- (2) 上記AからFのいずれかに該当する場合であっても、その状況を総合的に判断の上、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく、その理由について対外的に適切に説明できると認められる者

(添付書類)

事業報告

(2020年5月1日から
2021年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、世界的に蔓延している新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、非常に厳しい状況となりました。個人消費におきましても、一時は持ち直したものの、緊急事態宣言が年明けから2度発出されたこともあり、先行き不透明な状態が続くと想定されます。

飲料業界におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う活動制限や外出自粛、それらによる経済停滞のマイナス影響や在宅勤務の増加といったライフスタイルの変化に加え、「令和2年7月豪雨」に代表される異常気象や天候不順の影響もあり、事業環境は1年を通して厳しい状況が続きました。

このような状況の中、当社グループは経営理念であります「お客様第一主義」のもと、当社グループを取り巻く全てのお客様に対し「お客様が今でもなお何を不満に思っているのか」を常に考え、一丸となって積極的な事業活動を行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高4,462億81百万円（前期比7.7%減）、営業利益166億75百万円（前期比16.4%減）、経常利益170億29百万円（前期比12.4%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益70億11百万円（前期比10.0%減）となりました。

なお、特別損失として、ネオス(株)ののれん等及びタリーズコーヒージャパン(株)の店舗等の減損損失を40億56百万円計上しております。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

<リーフ・ドリンク関連事業>

[国内茶葉（リーフ）製品]

本年3月、おいしさはそのまま、"BMIが高めの方の体脂肪を減らす"機能性表示食品「一番摘みのお〜いお茶」シリーズを発売いたしました。同製品は、BMIが高めの方の体脂肪を減らす機能があると報告されている機能性関与成分「ガレート型カテキン」340mg（抽出後・茶葉16g当たり）が摂取できます。一般的な煎茶に比べてカテキン類やアミノ酸が豊富な国産一番茶を100%使用しているため、熱湯で淹れることで、濃い味わいはもちろん、一番茶が持つ甘い香りや豊かな旨みを同時に楽しめます。

また同月、水出し、お湯出しで手軽においしくつくれるロングセラーのポット用ティーバッグを、「ワンポットエコティーバッグ」シリーズとしてリニューアル発売しました。おうち時間の増加を背景に、家庭で便利な大容量の日本茶ポット用ティーバッグの売上は増加しています。今回、植物由来の生分解性フィルターを採用し、環境に優しいティーバッグとして生まれ変わりました。

当社はこれらの独自の研究開発力を活かした製品販売を通じ、“お茶の伊藤園”として、日本中、世界中にお茶の魅力を届け、日本のお茶業界の活性化と更なる発展に貢献してまいります。

〔国内飲料（ドリンク）製品〕

本年3月、「お～いお茶」ブランドから、ほうじ茶特有の甘香ばしい「同 ほうじ茶」と炒り立てのお米独特の甘香ばしい「同 玄米茶」を発売いたしました。両製品は、従来品よりも更に香りを高めることで、日本の伝統的フレーバーティー特有の“しあわせの香り”を追求しております。

また、2019年5月に「最大のナチュラルヘルシーRTD緑茶飲料（最新年間売り上げ）」販売実績世界一としてギネス世界記録™に認定された「お～いお茶」ブランドが、本年も同記録名において3年連続で認定されました。昨年、累計販売本数350億本（525mlペットボトル換算）を突破した「お～いお茶」が“もっと身近な日本のお茶”として親しんでいただけるよう、当社はこれからもお客様のニーズと時代の変化にお応えする製品を世界中の方にお届けし、“お茶の力で健康創造する企業”を目指してまいります。

紅茶飲料においては、本年4月、生のレモンを紅茶と一緒に抽出した、香り広がる無糖のレモンティー「TEAS'TEA NEW AUTHENTIC 生レモンティー 無糖」を発売いたしました。

コーヒー飲料においては、本年3月、シナモンの甘い香りとコーヒーの深い味わいが楽しめる「TULLY'S COFFEE BARISTA'S カプチーノ」、ミルクや水等を加えるだけで簡単に自分好みの味わいにカスタマイズできる希釈用「TULLY'S COFFEE BARISTA'S BLACK」、エスプレッソマシンで淹れたようなおいしい苦みと深いコクを実現した「TULLY'S COFFEE ESPRESSO WITH MILK」を発売いたしました。また4月には、スペシャルティコーヒーショップ「タリーズコーヒー」で取り扱う「タリーズハニー」と同じ原料のはちみつを使用した、優しいはちみつの甘み特徴の「TULLY'S COFFEE HONEY MILK LATTE」を発売いたしました。

しかしながら、緊急事態宣言発出やまん延防止等重点措置適用に伴う活動制限及び不要不急の外出自粛、それらによる需要回復の遅れが、当連結会計年度の業績に大きな影響を与えました。

この結果、売上高は4,135億81百万円（前期比6.9%減）、営業利益は181億64百万円（前期比3.3%減）となりました。

<飲食関連事業>

タリーズコーヒージャパン(株)におきましては、豆乳を使った期間限定“オールソイ”ドリンクの「アーモンドプラリネソイラテ」や市場が伸長している健康素材レイボスティアーを使った「&TEA レイボスロイヤルミルクティー ハニージンジャー」などがご好評いただきました。また、お好みのコーヒー豆を購入して自宅でリラックスしながら楽しむ「お家カフェ」のニーズが引き続き高く、自宅でのカフェタイムを盛り上げるビーンズ類や「Tully's Specialty カフェオレベース 275ml」が好調に推移しました。現在の総店舗数は764店舗となっております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大に対しては、従業員の手洗い・アルコール消毒・出勤前の検温・マスクの着用、飛沫感染防止策としてレジ前のビニール幕等の設置、ソーシャルディスタンスの確保など、積極的な感染予防対策の徹底・強化を講じてまいりました。

しかしながら、緊急事態宣言発出やまん延防止等重点措置適用に伴う営業時間の短縮及び不要不急の外出自粛、それらによる需要回復の遅れが、当連結会計年度の業績に大きな影響を与えました。

この結果、売上高は262億6百万円（前期比20.1%減）、営業損失は13億74百万円（前期は営業利益17億25百万円）となりました。

<その他>

売上高は64億93百万円（前期比0.0%増）、営業利益は6億17百万円（前期比5.9%減）となりました。

(2) セグメント別売上高

(単位：百万円)

	第 55 期 (2019年 5月 1 日から 2020年 4月30日まで)		第 56 期 (2020年 5月 1 日から 2021年 4月30日まで)		前 期 比 額 (△は減)	前 期 比 率 (△は減)
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比		
リーフ・ドリンク関連事業	444,071	91.9	413,581	92.7	△30,490	△6.9
飲 食 関 連 事 業	32,798	6.8	26,206	5.9	△6,591	△20.1
そ の 他	6,490	1.3	6,493	1.4	3	0.0
合 計	483,360	100.0	446,281	100.0	△37,078	△7.7

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 上記売上高数値につきましては、セグメント間取引を相殺消去しております。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、71億円であります。その主なものは次のとおりです。

会社名	主な設備内容
当社	自動販売機等
タリーズコーヒージャパン(株)	新店舗設備等

(4) 資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として401億円の調達を行いました。

また、当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行8行との間でシンジケーション方式により総額100億円のコミットメントライン契約を締結する他、取引銀行4行と総額65億円の当座貸越契約を締結しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは今後、法令及び社会的規範の遵守、製品の安全性並びに品質管理体制等、企業の社会的責任に消費者の厳しい目が向けられるなか、経営理念であります「お客様第一主義」を徹底し、企業価値を高め、一層の株主価値を向上させるために、以下の項目を中心に取り組んでまいります。

① ブランドの確立

1. 製品開発

当社は、「自然・健康・安全・良いデザイン・おいしい」を製品開発コンセプトに、全社員が「STILL NOW（お客様が今でもなお何を不満に思っているか）」を考え、当社独自の提案制度であるVoice制度（お客様のご不満やご要望を製品開発に取り入れる提案制度）を活用し、積極的に新製品の開発及び既存製品の改良を行っております。今後もVoice制度を積極的に活用し、お客様のニーズに即した製品開発・改良に努めてまいります。

2. 研究開発

当社製品開発コンセプトの内、特に「健康」、「安全」、「おいしい」に重点をおいて、基礎・応用研究を進めております。当社が提供する製品が、人々の健康維持に有用であることを、様々な試験を通じて検証し、常に最新情報を発信し続けます。更に健康価値を表示できる特定保健用食品や機能性表示食品の開発にも力を注いでいきます。また、飲料のおいしさに関与する成分研究、物性に関する研究を進め、より優れた製品開発に向けた技術提案を行ってまいります。

3. ブランド強化政策

「伊藤園（ITO EN）」という「総称ブランド」を軸に、「お～いお茶」「健康ミネラルむぎ茶」「TULLY'S COFFEE」「1日分の野菜」などの「個別ブランド」の強化を図ってまいります。

特に主力製品であります「お～いお茶」につきましては、1985年の発売から続いている原料と製法にこだわり、無香料・無調味の自然のままのおいしさを引き出し、お客様へご提供してまいります。また、緑茶飲料が様々な飲用シーンでお楽しみいただけるよう、容量、容器バリエーションの充実を図るとともに、緑茶飲料を初めて発売した当社ならではの技術力で、季節に合わせた製品や「濃い茶・ほうじ茶・抹茶入り・玄米茶」など、茶葉の特徴を取り入れ、飲用価値を訴求した製品を発売し、緑茶飲料のNo.1ブランドに甘んずることなく、清涼飲料のNo.1ブランドを目指し、より一層のブランド強化に努めてまいります。今後も品揃えを強化し、お客様にご満足いただける本物のおいしさをご提供してまいります。

② 営業基盤の強化

1. ルートセールス

ルートセールスとは、「製品、サービスをお客様へ直接ご提供する販売システム」のことであります。当社はこのシステムを採用することにより、当社とお客様をダイレクトに結びつけ、地域に密着した営業活動を展開しております。

また、機能性、携帯性に優れたルートセールス担当営業員用のポータブル端末を活用することで、お客様に効率的かつ的確なサービスをご提供できるよう努めております。

2. お客様へのサービスの強化

これまででもルートセールスにより、お客様へのサービスに努めてまいりましたが、確固たる営業基盤を築くため、新しいお客様の開拓に努めるとともに、既存のお客様への訪問サービスの強化を行っております。また、お客様のご不満を聞き、お客様にご満足していただける製品開発や魅力的な売り場づくりなど、総合的なご提案をルートセールスにより行っております。

③ 総コストの削減

1. 委託生産方式

飲料製品におきましては、「ファブレス（fabless 工場を持たない）」方式により、設備投資リスクの軽減を図り、市場環境の変化に迅速に対応できる体制しております。

また、全国を5つの地域に分けて生産管理を行う5ブロック生産体制を敷くことにより、迅速な製品供給を行うとともに、物流の効率化も可能となっております。

2. 原材料調達力の強化

当社は、緑茶のトップメーカーとして国内荒茶生産量の約4分の1を取扱い、長年にわたり生産者との信頼関係を築き上げた結果、高品質の原料茶を安定的に確保できる極めて強力な原料調達力を持っております。また、これまでに蓄積したノウハウと高い製造技術により、高品質の飲料用原料茶を自社製造で調達することができる飲料メーカーであります。国内では就農者の高齢化と後継者不足のため、就農人口、茶園面積の減少が進んでおります。そこで当社は、今後特に需要の増大が見込まれる飲料用原料茶を主体に、九州5県に加え静岡県での茶産地育成事業を行っております。苗木の選定から茶園づくり、そしてその茶園を機械化、IT化により低コストで管理できる栽培及び荒茶加工ノウハウを、当社が農家に対し提供することで、生産性と環境保全を両立した茶園経営を推進し、より高品質な原料茶の安定調達を目指すとともに、耕作放棄地の活用及び生産農家の後継者育成ならびに雇用の創出など茶業界と地域の活性化にも寄与しております。

④ 海外事業の強化

連結子会社であるITO EN(North America)INC.が米国における緑茶市場の創造と開拓を進めるため、全米のナチュラルフードマーケットや、ナショナルチェーン店等に対し営業活動を行い、本物の緑茶を米国に普及させると同時に、「ITO EN」ブランドの確立を図っております。ティーバッグ製品ITO EN「MATCHA GREEN TEA」につきましては、これまで米国市場には無かった高品質の緑茶ティーバッグとして、お客様に大変なご好評をいただくとともに、緑茶市場の拡大に大きく貢献しており、今後も強化してまいります。また、中国、東南アジア、豪州につきましても、引き続き販売強化を進めてまいります。

⑤ ESG（環境・社会・ガバナンス）への取り組みの強化

外部環境は大きく変化しており、当社グループが持続的成長をしていくためには、財務面だけでなく、非財務面での取組みや戦略の重要性がますます高まっています。廃プラスチック問題、気候変動、水資源問題や持続可能な農業、サプライチェーンを含む人権等の社会課題に適切に対応し、中長期的な企業価値の向上を実現していかなければなりません。

環境保全におきましては、環境方針のもと中長期環境目標を設定し、目標達成に向けて積極的に取組むと共に、気候変動への対応を推進しております。また、環境活動の持続的な改善に有効な手段として、ISO14001に沿った環境マネジメントシステムを導入し、全社全部門において認証を取得しております。廃プラスチック問題につきましては、ペットボトルの軽量化などに加え、2030年までにペットボトルに使用するリサイクル素材等（生物由来素材を含む）の割合を100%にする目標を掲げ、資源循環に取り組んでいます。

人権等の社会課題につきましては、2020年3月に「伊藤園グループ人権方針」を策定し公表いたしました。気候変動問題につきましては、2030年度、2050年度のCO₂排出量削減目標としてそれぞれ、Scope 1、2で総量26%削減、50%削減（基準年はすべて2018年度）を掲げました。持続可能な水資源の利用につきましては、2021年4月に「水資源に関する中長期環境目標」を策定し公表いたしました。

当社グループの経営理念であります「お客様第一主義」のもと、社会に求められる企業としてESGへの取組みを強化し、「世界のティーカンパニー」の実現に向けて、新たな食文化の創造と生活提案を行い、社会課題解決と企業価値の両立を目指すCSV（共有価値創造）経営を実践してまいります。

⑥ 新型コロナウイルス感染症拡大の抑止に向けた取組み

当社グループの事業環境は、世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症を契機として急速に悪化しており、不確実性が高まっております。

国内経済においては、政府による緊急事態宣言発出やまん延防止等重点措置が適用され、個人の外出自粛や企業の事業活動が制限されるなど前例のない状況もあり、先行き不透明な状況が続くと想定されます。

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の拡大を抑止するため、お客様、お取引先様および社員の健康と安全を確保していくことを最優先とし、当社ウイルス感染対策室が策定した方針を全社員が周知徹底しております。

株主の皆様には、引き続きご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別	2017年度 第 53 期	2018年度 第 54 期	2019年度 第 55 期	2020年度 第 56 期 (当連結会計年度)
売 上 高		494,793百万円	504,153百万円	483,360百万円	446,281百万円
経 常 利 益		21,441百万円	23,211百万円	19,432百万円	17,029百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益		12,553百万円	14,462百万円	7,793百万円	7,011百万円
普通株式に係る 1株当たり当期純利益		99円79銭	116円02銭	61円53銭	55円10銭
第1種優先株式に係る 1株当たり当期純利益		109円75銭	126円00銭	71円53銭	65円10銭
総 資 産		301,167百万円	303,981百万円	290,651百万円	333,065百万円
純 資 産		143,750百万円	150,923百万円	149,695百万円	153,057百万円
普通株式に係る 1株当たり純資産		1,165円80銭	1,229円28銭	1,221円92銭	1,250円37銭
第1種優先株式に係る 1株当たり純資産		1,170円80銭	1,234円28銭	1,226円92銭	1,255円37銭

② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

区 分	期 別	2017年度 第 53 期	2018年度 第 54 期	2019年度 第 55 期	2020年度 第56期(当期)
売 上 高		383,212百万円	394,495百万円	377,787百万円	352,732百万円
経 常 利 益		17,142百万円	18,600百万円	18,142百万円	17,565百万円
当 期 純 利 益		12,069百万円	13,282百万円	13,148百万円	7,115百万円
普通株式に係る 1株当たり当期純利益		95円84銭	106円33銭	105円69銭	55円96銭
第1種優先株式に係る 1株当たり当期純利益		105円80銭	116円31銭	115円69銭	65円96銭
総 資 産		270,770百万円	270,427百万円	266,436百万円	296,470百万円
純 資 産		137,199百万円	142,830百万円	147,918百万円	150,501百万円
普通株式に係る 1株当たり純資産		1,121円29銭	1,172円01銭	1,217円27銭	1,238円65銭
第1種優先株式に係る 1株当たり純資産		1,126円29銭	1,177円01銭	1,222円27銭	1,243円65銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて計算しております。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
伊藤園産業株式会社	300百万円	100.0%	茶類製造販売
株式会社伊藤園関西茶業	10百万円	100.0%	茶類製造販売
タリーズコーヒージャパン株式会社	100百万円	100.0%	飲食店の経営及びフランチャイズによる飲食店の運営
チチャス株式会社	100百万円	100.0%	乳類の処理加工販売、発酵乳等の製造販売
ネオス株式会社	80百万円	76.7%	飲料販売
ITO EN (North America) INC.	17,080万US\$	100.0%	飲料、茶葉販売
Distant Lands Trading Co.	8,375万US\$	[100.0%]	コーヒー豆の栽培、調達、加工、製造、焙煎、販売等
ITO EN (Hawaii) LLC	2,880万US\$	[100.0%]	飲料製造販売
ITO EN AUSTRALIA PTY, LIMITED	2,670万 A \$	100.0%	茶葉製造販売
ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd.	2,550万US\$	100.0%	飲料、茶葉販売

(注) 当社の出資比率の〔 〕につきましては、間接所有割合であります。

上記重要な子会社を含み連結子会社は、31社となっております。

(8) 主要な事業内容

当社グループは、国内外で緑茶などの茶葉（リーフ）製品及び茶系飲料、野菜飲料、コーヒー飲料をはじめとする飲料（ドリンク）製品の製造、仕入れ、販売を主要な事業とし、販売方法は、主としてルートセールスを中心に行っております。その他に、飲食関連事業を展開しております。

(9) 主要拠点等

事業所		所在地等
当社	本社	東京都渋谷区本町三丁目47番10号
	営業拠点	全国30地区196拠点
	店舗	全国112店舗
	工場	静岡相良工場（静岡県牧之原市） 神戸工場（兵庫県神戸市） 浜岡工場（静岡県御前崎市） 福島工場（福島県福島市） 沖縄名護工場（沖縄県名護市）
	研究所	中央研究所（静岡県牧之原市）
子会社	国内営業拠点	ネオス(株)全国61拠点他
	海外営業拠点	ITO EN (North America) INC. (アメリカ) Distant Lands Trading Co. (アメリカ) ITO EN (Hawaii) LLC (アメリカ) ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. (シンガポール) 他
	店舗	タリーズコーヒージャパン(株) 全国764店舗
	国内生産拠点	伊藤園産業(株)（静岡県牧之原市） (株)伊藤園関西茶業（兵庫県神戸市） チチャス(株)（広島県廿日市市）他
	海外生産拠点	ITO EN AUSTRALIA PTY.LIMITED (オーストラリア) Distant Lands Trading Co. (アメリカ) 他

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数		前期末比増減
男性	6,678名	181名減
女性	1,502名	23名増
合計	8,180名	158名減

(注) 上記の従業員数には他社への出向者26名、臨時従業員（嘱託、契約社員、パートタイマー）10,845名を含んでおりません。また、他社からの出向者1名を含んでおります。

② 事業報告作成会社の従業員数

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	4,696名	97名減	40.2歳	16.6年
女性	594名	16名減	35.6歳	11.3年
合計又は平均	5,290名	113名減	39.6歳	16.0年

(注) 上記の従業員数には、他社への出向者122名、臨時従業員（嘱託、契約社員、パートタイマー）1,904名を含んでおりません。また、他社からの出向者4名を含んでおります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	株式会社伊藤園 第2回新株予約権	株式会社伊藤園 第10回新株予約権
保有人数		
当社取締役（社外取締役を除く）	5名	1名
当社監査役	1名	－名
発行決議の日	2004年7月28日	2015年10月27日
新株予約権の行使期間	2004年9月1日 ～2034年8月31日	2016年9月1日 ～2021年8月31日
新株予約権の数	960個	12個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	249,600株	1,200株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1円	1円

名称	株式会社伊藤園 第11回新株予約権	株式会社伊藤園 第12回新株予約権
保有人数		
当社取締役（社外取締役を除く）	2名	3名
当社監査役	－名	－名
発行決議の日	2016年10月27日	2017年10月26日
新株予約権の行使期間	2017年9月1日 ～2022年8月31日	2018年9月1日 ～2023年8月31日
新株予約権の数	25個	41個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,500株	4,100株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1円	1円

名称	株式会社伊藤園 第13回新株予約権	株式会社伊藤園 第14回新株予約権
保有人数		
当社取締役（社外取締役を除く）	5名	6名
当社監査役	一名	一名
発行決議の日	2018年10月26日	2019年10月25日
新株予約権の行使期間	2019年9月1日 ～2024年8月31日	2020年9月1日 ～2025年8月31日
新株予約権の数	88個	119個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	8,800株	11,900株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1円	1円

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	本 庄 八 郎	タリーズコーヒージャパン株式会社 取締役名誉会長 チチャス株式会社 代表取締役会長 ITO EN(North America) INC. Chairman of the Board ITO EN(Hawaii) LLC Chairman of the Board ITO EN AUSTRALIA PTY. LIMITED Director ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Chairman of the Board
代表取締役社長 執行役員	本 庄 大 介	Distant Lands Trading Co. Chairman of the Board ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Director
代表取締役副社長 執行役員	本 庄 周 介	営業統括本部長 ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Director
取締役副会長	橋 本 俊 治	コンプライアンス、生産本部、物流本部 担当 伊藤園産業株式会社 監査役 株式会社伊藤園関西茶業 監査役 チチャス株式会社 監査役 ITO EN AUSTRALIA PTY. LIMITED Director ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Director
取締役副社長 執行役員	渡 辺 實	管理本部、国際本部 担当 ITO EN(North America) INC. Director Distant Lands Trading Co. Director ITO EN(Hawaii) LLC Director ITO EN AUSTRALIA PTY. LIMITED Director ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Director
取締役専務執行役員	社 三 雄	マーケティング本部 担当 チチャス株式会社 取締役
取締役専務執行役員	中 野 悦 久	生産本部長
取締役専務執行役員	神 谷 茂	広域流通営業本部 担当 広域量販店営業本部長
取締役専務執行役員	平 田 篤	内部統制 担当 管理本部長
取締役	Yosuke Jay Oceanbright Honjo	ITO EN(North America) INC. President & CEO Distant Lands Trading Co. CEO ITO EN(Hawaii) LLC CEO
取締役	田 口 守 一	早稲田大学名誉教授
取締役	白 井 祐 一	うすい事務所代表
取締役	田 中 豊	税理士、田中税理士事務所所長
取締役	高 野 秀 夫	一般財団法人日本民族工芸技術保存協会理事長
常勤監査役	中 込 修 二	
監査役	高 澤 嘉 昭	弁護士、高澤嘉昭法律事務所代表
監査役	長 澤 正 浩	公認会計士、長澤公認会計士事務所代表 株式会社東京個別指導学院 社外監査役
監査役	宮 嶋 孝	東京特殊電線株式会社 社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役田口守一氏、臼井祐一氏、田中豊氏及び高野秀夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役高澤嘉昭氏、長澤正浩氏及び宮嶋孝氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、記載すべき特別な関係はありません。
4. 監査役高澤嘉昭氏は、弁護士として、法務及び財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役長澤正浩氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役宮嶋孝氏は、長年の金融機関における経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
 当社及び当社グループの取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。これにより、役員等がその職務の執行に関して損害賠償責任を負った場合に生じた損害等を補填することとしております。
 ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合は補填されないなど一定の免責事由があります。
 なお、当社取締役（社外取締役を除く）である被保険者につきましては、保険料を一部自己負担しております。それ以外の被保険者につきましては、保険料を全額当社が負担しております。
 契約期間は1年間であり、期間満了前に取締役会にて決議の上、更新する予定であります。
8. 取締役田口守一氏、臼井祐一氏、田中豊氏、高野秀夫氏、監査役中込修二氏、高澤嘉昭氏、長澤正浩氏及び宮嶋孝氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める額となります。
9. 当事業年度以降の取締役及び監査役の異動
 2021年5月1日付で取締役の担当及び重要な兼職の状況が以下のとおり異動しております。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役副社長 執行役員	本 庄 周 介	営業統括本部長 CDO ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Director
取 締 役 専務執行役員	神 谷 茂	広域流通営業本部 担当 広域量販店営業本部長 東京・千葉地域営業本部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等

役員区分	報酬額の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	617	579	37	10
社外取締役	39	39	－	4
取締役 計	656	619	37	14
監査役 (社外監査役を除く)	13	13	－	1
社外監査役	31	31	－	3
監査役 計	45	45	－	4

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は取締役14名、監査役4名であります。
2. 取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与を含む)3名47百万円を含んでおります。
3. 業績連動報酬に係る業績実績は、16ページの「(6) 財産及び損益の状況の推移」のとおりであります。
4. 業績連動報酬に係る報酬限度額及び報酬限度株式数は、2011年7月26日開催の第46回定時株主総会決議に基づき、それぞれ年額100百万円、普通株式32,000株であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、21名です。
5. 取締役の金銭報酬の限度額は、1992年7月29日開催の第27回定時株主総会決議に基づき、月額100百万円であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、19名です。
6. 監査役の金銭報酬の限度額は、1992年7月29日開催の第27回定時株主総会決議に基づき、月額6百万円であります。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
7. 上記業績連動報酬の額は、社外取締役を除く取締役8名に対しストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額37百万円であります。
8. 役員退職慰労金につきましては、2002年7月に廃止しております。

(3) 役員報酬等の決定方針

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に準拠し、運用され、指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会で決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

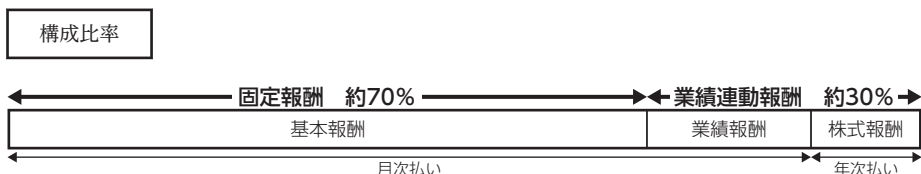
(ア) 基本方針

1. 伊藤園グループ経営理念「お客様第一主義」に沿って、企業の持続的発展と企業価値を高めるものであること。
2. 取締役の役割・責任の大きさと業績貢献に応じたものであること。
3. 株価との連動性を高めることで、株主の皆様との共有を図り、経営への動機付けとなる報酬であること。
4. 客観的かつ公平な審議に基づき、外部データを参考に決定された報酬であること。

(イ) 報酬構成

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬構成は、固定報酬と業績連動報酬で構成しており、監査役、社外取締役の報酬は、固定報酬のみとしております。

取締役（社外取締役を除く）の報酬等の構成比率は、以下の通りとしており、原則月次払いとしております。



(i) 固定報酬

報酬限度枠（取締役月額100百万円、監査役月額6百万円）の範囲内において、指名・報酬委員会の審議を尊重し、その職位に応じて業績及び計画の達成状況を勘案の上、取締役会にて報酬額を決定しております。

指名・報酬委員会は、委員3名以上で組織し、取締役及び2名以上の社外取締役で構成しております。指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役等の指名・報酬などの事項に関する検討にあたり、審議事項について社外取締役の適切な関与・助言を得ながら十分に審議し、取締役会に答申いたします。

(ii) 業績連動報酬

(ii) - 1 業績連動報酬を採用する理由

当社の取締役の報酬の一部について、当社の株価との連動性を高め、株価変動による影響を株主の皆様と共有する立場に置くことによって、取締役の当社の株価や業績への関心度を高め、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的としております。

業績連動株式報酬型ストックオプションにより、各取締役に付与される新株予約権は業績を厳密に評価し、決定しております。

(ii) - 2 業績連動報酬の評価について

業績と報酬を連動させるため、経営指標を業績項目として設定し、役位別に連結・個別の割合基準を定めると共に各担当内容を勘案した上、それぞれの経営指標にポイントを付与することで総合評価をしております。

(ii) - 3 業績項目となる経営指標について

業績項目となる経営指標として、主に「売上高（成長性）」、「営業利益（収益性）」、「営業キャッシュ・フロー（安定性）」、「1株当たり当期純利益（収益性）」、「自己資本利益率（効率性）」、「株主資本配当率（株主還元）」等の指標を使用しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係
重要な兼職先である法人等と当社との関係につきましては、23頁「(1) 取締役及び監査役の氏名等」の(注)3.に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席回数	監査役会出席回数	期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	田口守一	11回/12回	-	取締役会・経営陣から独立した立場で当社グループの経営全体を俯瞰し、助言・提言等、当社グループの企業価値向上に資する発言を行っています。特に、長年にわたる法務の専門家としての知見と経験を活かし、経営上・事業上のリスク等に関する指摘を通して期待する役割を十分に果たしています。また、指名・報酬委員会の委員として公正で透明な視点で委員会運営を主導しています。
取締役	臼井祐一	11回/12回	-	取締役会・経営陣から独立した立場で当社グループの経営全体を俯瞰し、助言・提言等、当社グループの企業価値向上に資する発言を行っています。特に、長年における警察官としての豊富な経験と幅広い見識と企業経営者としての経験も活かし、リスクに関する指摘や当社の経営に対する実効性の高い監督を行い、期待する役割を十分に果たしています。
取締役	田中豊	10回/12回	-	取締役会・経営陣から独立した立場で当社グループの経営全体を俯瞰し、助言・提言等、当社グループの企業価値向上に資する発言を行っています。特に、税理士としての専門的な知見や幅広い知識及び経験を活かした発言を行っております。また、当社での社外監査役時からの豊富な経験と実績を踏まえた活動や指名・報酬委員会の公正で透明な委員会運営を主導しています。
取締役	高野秀夫	9回/9回	-	取締役会・経営陣から独立した立場で当社グループの経営全体を俯瞰し、助言・提言等、当社グループの企業価値向上に資する発言を行っています。特に、長年における様々な企業経営支援に深く参画してきた経験と幅広い見識を活かした発言を通して、当社の経営に対する実効性の高い監督を行い、期待する役割を十分に果たしています。
監査役	高澤嘉昭	11回/12回	14回/14回	社外監査役として、常勤監査役又は内部監査部から報告を受け、重要書類の閲覧、業務執行部署への往査等を通じて、取締役の職務執行の適法性を中心に監査し、適宜助言・提言を行っています。特に、経験豊富な弁護士として法務的な観点から発言をしており、監査体制の強化を図っています。
監査役	長澤正浩	10回/12回	13回/14回	社外監査役として、常勤監査役又は内部監査部から報告を受け、重要書類の閲覧、業務執行部署への往査等を通じて、取締役の職務執行の適法性を中心に監査し、適宜助言・提言を行っています。特に、会計士として会計的な観点から発言をしており、監査体制の強化を図っています。
監査役	宮嶋孝	11回/12回	14回/14回	社外監査役として、常勤監査役又は内部監査部から報告を受け、重要書類の閲覧、業務執行部署への往査等を通じて、取締役の職務執行の適法性を中心に監査し、適宜助言・提言を行っています。特に、長年の金融機関における経験と、経営に携わった見識をもとに幅広い観点から発言をしており、監査体制の強化を図っています。

(注) 1. 取締役田口守一氏、臼井祐一氏、田中豊氏、高野秀夫氏、監査役高澤嘉昭氏及び長澤正浩氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 2020年7月28日より就任した高野秀夫氏につきましては、就任以降に開催した取締役会を対象とした出席回数であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の監査業務の報酬等の額	69百万円
② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計金額	96百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3) 公認会計士法第2条第1項以外の業務（非監査業務）の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

6. 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制と運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、業務の適正を確保するための体制を以下のとおり整備いたしております。

なお、金融商品取引法の「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」の規定に基づき、有価証券報告書と併せて内部統制報告書を提出するため及び会計監査人の監査証明を受けるため、グループ会社も含めて内部統制システムが適切に運用されるよう、整備・運用体制を構築いたしております。

(1) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社の経営理念は、お客様第一主義であります。伊藤園グループ基本綱領の中で、伊藤園グループは企業の永続的な成長・発展と企業価値を高めるため、国・地域社会・消費者・株主・販売先・仕入先・金融機関等の利害関係者と協調し、企業の社会的責任を果たすことを経営の根幹としております。

この経営理念が、当社グループの企業倫理の基本的な考え方であり、コーポレートガバナンスを支える不変の真理であります。当社はこの理念に基づき、全ての利害関係者の利益に沿い信頼に応え、持続可能な社会の実現に向けた経営を役員及び全従業員一丸となって積極的に推し進めます。

適切なコーポレートガバナンスを実現するために、監査役会設置会社である当社は、監査役がグループ会社の代表取締役あるいは担当取締役または従業員に対し、営業の状況、意思決定のプロセス等の確認を行い、監査を実施しております。また外部有識者である社外監査役及び社外取締役の意見を経営に真摯に反映させることで透明性を高めております。

監査役は、取締役会に出席し、会社全般または、個別案件ごとに客観的、かつ公平に意見を述べるとともに監査役会での監査方針に従い取締役の業務執行を監査しております。

(2) 当社企業グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制に係る伊藤園グループ行動規範・行動基準の手引きを取締役会において決議し、当社企業グループの取締役及び従業員等が法令及び定款並びに企業倫理を遵守した行動をとるための行動規範・行動基準としております。
- ② 社長より任命された取締役を委員長とするコンプライアンス委員会及び当該委員会の運営事務局をコンプライアンス室に置き、伊藤園グループ行動規範・行動基準に基づき伊藤園グループのコンプライアンス体制の実効性を高めます。

- ③ 法令、その他コンプライアンスに反する行為について、従業員等が直接情報を提供できる方法として、社内、社外に通報窓口を設けております。

(3) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令、社内規程に定める取締役の職務執行に係る情報の保存期間中は、検索可能な状態で文書または電磁的媒体に記録、保存し取締役及び監査役による閲覧が可能な状態を維持しております。
- ② 上記文書の保存期間は、法令に別段の定めのない限り、文書取扱規程に定める各文書の種類によります。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の業務執行に係るリスクを以下のとおり認識し、リスク担当部署を定め、規程、規則及びガイドラインを策定するとともに、横断的なリスク管理体制を構築しております。
 1. コンプライアンス上のリスク
伊藤園グループ行動規範・行動基準により、コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス室を中心として全社的なコンプライアンス教育を実施し推進しております。
 2. 情報セキュリティ上のリスク
情報保護に関しては、個人情報保護方針を定めており、個人情報の漏洩を未然に防止するとともに、業務上の情報管理については、コンピュータのセキュリティを強化し、情報の漏洩及び不正アクセスを防止いたします。
 3. 品質及び環境上のリスク
製品管理基準・ガイドラインを定め品質、製品の安全性の向上及び製造物責任の対応等を含め、組織的な管理体制を構築しております。
環境上のリスクに関しましては、環境マネジメントシステムの管理手法により環境リスクへの対応を、全社的な環境問題として取組んでおります。
 4. 財産保全上のリスク
債権管理基準に従い与信管理及び債権回収管理を徹底し、取引先倒産による貸倒損失の発生を未然に防止するよう努めております。また、製品、原料、資材等棚たな卸資産管理に努め不良在庫等の発生を未然に防止する体制整備に取り組んでおります。
 5. 災害及び事故のリスク
災害対策委員会において、BCP（事業継続計画）の見直しを図り、災害時の被害を最小限に止めるべく取組んでおります。
- ② 不測の事態発生時には、社長を本部長とする対策本部を設置して、迅速な対応を行い被害の拡大を防止し、最小限に止める体制を整えております。

(5) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会及び執行役員会を当該体制の基礎とし、原則毎月1回定期に行うほか、必要に応じて臨時に開催しております。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌及び職務権限規程に従い、各担当部門が実施し担当取締役は必要に応じて確認を行っております。

(6) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社におけるコンプライアンス体制を確保するため、伊藤園グループ行動規範・行動基準に準拠して行動基準等を定めると共に、グループ各社または、当社の法令違反等の行為について直接従業員等が当社に情報提供する手段として社内、社外に通報窓口を整備しております。
- ② グループ会社の経営管理については、関係会社管理規程により管理体制及び管理基準を定め、定期的開催される報告会により報告・審査されると共に、重要事項の決定等に際しては当社取締役会の決議を得て行う体制となっております。
- ③ 内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部統制の体制に関する監査を実施し、その結果を社長に報告しております。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員については、監査役が必要とする員数を当社の従業員の中から監査役補助者として任命し、監査役の指揮命令下に置き、その指示の実効性を確保しております。

(8) 当社企業グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社企業グループの取締役及び従業員は、業務執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要な課題につき適宜に監査役に報告を行います。
- ② 監査役は必要に応じて当社企業グループの取締役及び従業員に対して報告を求めることができます。また、監査役に報告をした当社企業グループの取締役及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁じます。

(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、社長、内部監査部門及び会計監査人と相互に情報、意見交換を行い監査業務の充実が図れる体制となっております。
- ② 監査役は、当社内部統制の体制整備及び運用に問題があると認めるときは、取締役会で意見を述べると共に、改善策の実行及び報告を求めることができます。
- ③ 伊藤園グループでの法令違反その他コンプライアンス上の問題については監査役に適宜に報告される体制を確保いたします。
- ④ 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは当該費用又は債務を適切に処理いたします。

(10) 運用状況の概要

コンプライアンス行動規範を定めた伊藤園グループ行動規範を日常の業務運営の指針とし、役員及び社員にハンドブックを配布し周知を図るとともにコンプライアンスに関する教育を適宜行いました。

当社は、社長より任命された取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を4回及び内部統制推進委員会を5回開催し、当社のコンプライアンス体制ならびに内部統制上の課題とその対応策について横断的な確認と議論を行いました。

情報セキュリティについては、電子情報資産の適切な保存・管理のため、情報セキュリティ基本規程を定め運用しております。

品質リスクについては、製品リスク対策委員会を6回開催し、当社製造物もしくは販売物におけるリスクとその対応策について審議しました。

当期は取締役会を12回、執行役員会を11回開催し、業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともにグループ各社の職務執行の監督を行いました。社外監査役を含め、監査役は取締役会に出席しております。また、常勤監査役は執行役員会に出席しております。

内部監査部門では、当社及びグループ会社を監査し、監査結果を社長ならびに監査役に報告のうえ、必要に応じて改善指導を行いました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点において買収防衛策を導入しておりません。その理由としまして、買収防衛策が必ずしも有効に機能するとは限らなく、かつ導入により株価が下がり、かえって買収リスクを高めかねないと思われるためです。すべてのステークホルダーとの関係を密にして、業績を上げかつ当社を深く理解していただき、企業価値を常に高めることが最大の買収防衛策と考えております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、安定的な利益配分を基本とし、配当を行ってまいります。また、自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

これらの方針のもと、中間配当金は、普通株式1株当たり20円、第1種優先株式1株当たり25円とさせていただきます。

また、当期の年間配当金は、中間配当金とあわせて、普通株式1株当たり40円、第1種優先株式1株当たり50円とさせていただく予定であります。

なお、内部留保は、企業価値を高めるための投資等に活用し、企業価値の増大、すなわち株主の皆様への投資価値の増大に努め、将来の事業発展を通じて積極的に還元させていただく所存であります。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年4月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	186,561	流動負債	77,272
現金及び預金	93,614	買掛金	24,540
受取手形	226	短期借入金	23,472
売掛金	46,342	リース債	2,089
商品及び製品	24,755	未払金	816
材料及び貯蔵品	7,358	未払費用	20,047
前払費用	2,225	未払法人税等	2,781
関係会社短期貸付金	1,274	前受収益	14
未収金	10,349	賞与引当金	2,859
その他金	425	そのの他	652
貸倒引当金	△11	固定負債	68,696
固定資産	109,908	社債	債10,000
有形固定資産	52,338	長期借入金	45,450
建物	10,465	リース債	3,376
構築物	291	退職給付引当金	8,826
機械及び装置	2,202	再評価に係る繰延税金負債	719
車両運搬具	12	その他	324
工具器具備品	15,323	負債合計	145,968
土地	15,031		
建物	8,873	純資産の部	
建設仮勘定	137	株主資本	154,792
無形固定資産	1,831	資本金	19,912
借地権	80	資本剰余金	20,278
商標	625	資本準備金	5,000
ソフトウェア	693	その他資本剰余金	15,278
電話加入権	89	利益剰余金	121,068
その他	343	利益準備金	1,320
投資その他の資産	55,738	その他利益剰余金	119,747
投資有価証券	4,195	固定資産圧縮積立金	527
関係会社株	35,716	別途積立金	107,616
出資	9	繰越利益剰余金	11,604
関係会社出資金	1,051	自己株式	△6,466
関係会社長期貸付金	6,640	評価・換算差額等	△4,439
破産更生債権等	44	その他有価証券評価差額金	1,613
長期前払費用	103	土地再評価差額金	△6,053
繰延税金資産	3,688	新株予約権	148
敷金・保証金	2,287	純資産合計	150,501
事業保険掛金	329	負債純資産合計	296,470
その他	1,786		
貸倒引当金	△114		
資産合計	296,470		

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年5月1日から
2021年4月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		352,732
売上原価		183,110
売上総利益		169,621
販売費及び一般管理費		153,862
営業利益		15,759
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,566	
為替差益	275	
その他	492	2,334
営業外費用		
支払利息	182	
社債利息	22	
賃借費用	81	
賃貸建物減価償却費	65	
リース解約損	129	
その他	46	528
経常利益		17,565
特別利益		
助成金収入	453	
受取補償金	87	540
特別損失		
固定資産売却損	5	
固定資産廃棄損	70	
関係会社株式評価損	5,390	
災害による損失	4	
新型コロナウイルス感染症による損失	229	
その他	139	5,839
税引前当期純利益		12,266
法人税、住民税及び事業税	5,113	
法人税等調整額	37	5,151
当期純利益		7,115

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年5月1日から
2021年4月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本													
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金									
		資 準 備	本 金	そ の 他 剰 余 金	資 剰 余 金 計	利 備 益	固 定 資 産 積 立	そ の 他 利 益 積 立	繰 上 金	繰 上 金	繰 上 金	繰 上 金	繰 上 金	繰 上 金
2020年5月1日残高	19,912	5,000	15,264	20,264	1,320	528	100,616						16,667	119,133
事業年度中の変動額														
剰余金の配当													△5,180	△5,180
別途積立金の積立額								7,000					△7,000	-
固定資産圧縮積立金の取崩額								△1					1	-
当期純利益													7,115	7,115
自己株式の取得														
自己株式の処分				13	13									
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)														
事業年度中の変動額合計	-	-	13	13	-	△1	7,000						△5,063	1,934
2021年4月30日残高	19,912	5,000	15,278	20,278	1,320	527	107,616						11,604	121,068

	株主資本		評価・換算差額等					新 予 約	株 権	純 合	資 産 計
	自己株式	株主資本計	そ の 他 有 価 値 差 額	土 再 差 額	地 価 差 額	評 価 差 額	換 算 差 額				
2020年5月1日残高	△6,499	152,810	994	△6,053	△5,058			167		147,918	
事業年度中の変動額											
剰余金の配当		△5,180								△5,180	
別途積立金の積立額		-								-	
固定資産圧縮積立金の取崩額		-								-	
当期純利益		7,115								7,115	
自己株式の取得	△9	△9								△9	
自己株式の処分	43	56								56	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			619	-	619			△18		600	
事業年度中の変動額合計	33	1,981	619	-	619			△18		2,582	
2021年4月30日残高	△6,466	154,792	1,613	△6,053	△4,439			148		150,501	

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年4月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	223,880	流動負債	93,548
現金及び預金	109,430	支払手形及び買掛金	29,999
受取手形及び売掛金	53,137	短期借入金	25,004
商品及び製品	35,177	リース債務	2,966
原材料及び貯蔵品	10,255	未払費用	24,858
未収入金	12,208	未払法人税等	3,453
その他	3,774	賞与引当金	3,543
貸倒引当金	△103	その他	3,723
固定資産	109,184	固定負債	86,459
有形固定資産	78,099	社債	10,000
建物及び構築物	20,887	長期借入金	55,858
機械装置及び運搬具	6,091	リース債務	5,023
工具器具及び備品	16,440	再評価に係る繰延税金負債	719
土地	22,060	退職給付に係る負債	11,000
リース資産	12,206	その他	3,858
建設仮勘定	404	負債合計	180,007
その他	7	純資産の部	
無形固定資産	8,335	株主資本	155,785
のれん	4,625	資本金	19,912
ソフトウェア	1,001	資本剰余金	18,660
その他	2,708	利益剰余金	123,679
投資その他の資産	22,749	自己株式	△6,466
投資有価証券	4,477	その他の包括利益累計額	△4,012
繰延税金資産	5,657	その他有価証券評価差額金	1,956
その他	12,750	土地再評価差額金	△6,053
貸倒引当金	△135	為替換算調整勘定	217
資産合計	333,065	退職給付に係る調整累計額	△133
		新株予約権	148
		非支配株主持分	1,136
		純資産合計	153,057
		負債純資産合計	333,065

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年5月1日から
2021年4月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		446,281
売上原価		231,278
売上総利益		215,003
販売費及び一般管理費		198,327
営業利益		16,675
営業外収入		
受取利息	88	
受取配当金	65	
受取賃貸料	90	
破損製品等賠償金	28	
持分法による投資利益	114	
為替差益	149	
その他	243	
営業外費用		1,134
支払利息	436	
リースの解約損	154	
その他	190	780
経常利益		17,029
固定資産売却益	7	
固定資産受贈益	6	
助成金収入	1,230	
受取補償金	87	
その他	2	1,334
特別損失		
固定資産売却損	5	
固定資産廃棄損	94	
減損損失	4,056	
投資有価証券評価損失	4	
災害による損失	9	
新型コロナウイルス感染症による損失	544	
その他	254	4,969
税金等調整前当期純利益		13,395
法人税、住民税及び事業税	6,209	
法人税等調整額	170	6,379
当期純利益		7,015
非支配株主に帰属する当期純利益		3
親会社株主に帰属する当期純利益		7,011

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年5月1日から
2021年4月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 計
2020年5月1日残高	19,912	18,646	121,848	△6,499	153,907
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△5,180		△5,180
親会社株主に帰属する当期純利益			7,011		7,011
自己株式の取得				△9	△9
自己株式の処分		13		43	56
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	13	1,831	33	1,878
2021年4月30日残高	19,912	18,660	123,679	△6,466	155,785

	その他の包括利益累計額						新 予 約	株 権	非 支 配 純 資 産 計	株 主 持 分	
	その価 差	他 券 額	有 評 金	土 再 差	地 価 評 額	為 替 替 換 算 定 に 整 係 累 給 付 調 額					退 給 に 係 る 計
2020年5月1日残高	1,232		△6,053		△449		△322	△5,592	167	1,213	149,695
連結会計年度中の変動額											
剰余金の配当											△5,180
親会社株主に帰属する当期純利益											7,011
自己株式の取得											△9
自己株式の処分											56
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	723		—		667		189	1,579	△18	△76	1,484
連結会計年度中の変動額合計	723		—		667		189	1,579	△18	△76	3,362
2021年4月30日残高	1,956		△6,053		217		△133	△4,012	148	1,136	153,057

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年6月18日

株式会社伊藤園
取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 袖 川 兼 輔 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪 俣 雅 弘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加 瀬 幸 広 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社伊藤園の2020年5月1日から2021年4月30日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年6月18日

株式会社伊藤園
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 袖川 兼輔 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪俣 雅弘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加瀬 幸広 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社伊藤園の2020年5月1日から2021年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社伊藤園及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年5月1日から2021年4月30日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当社及び当社グループの良質な企業統治体制を確立し、健全で持続的な成長と社会的信頼の向上に資することを監査の基本の方針として、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員及び使用人等、並びに会計監査人からその職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、オンラインツール等も活用しながら、当社及び当社グループの取締役、執行役員その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、また、代表取締役社長とも意見交換を行ったほか、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、監査計画に基づき選定した子会社の往査を実施し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、また、内部監査部門より内部監査の状況、内部統制に関する評価の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について、監査計画、四半期レビュー結果、期末監査結果等の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、会計監査人が行う主要な事業所の往査に立会い、その職務の執行状況を確認いたしました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年6月25日

株式会社 伊藤園 監査役会

常勤監査役 中 込 修 二 ㊟

監 査 役 高 澤 嘉 昭 ㊟

監 査 役 長 澤 正 浩 ㊟

監 査 役 宮 嶋 孝 ㊟

(注) 監査役高澤嘉昭、長澤正浩並びに宮嶋孝は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会 会場のご案内

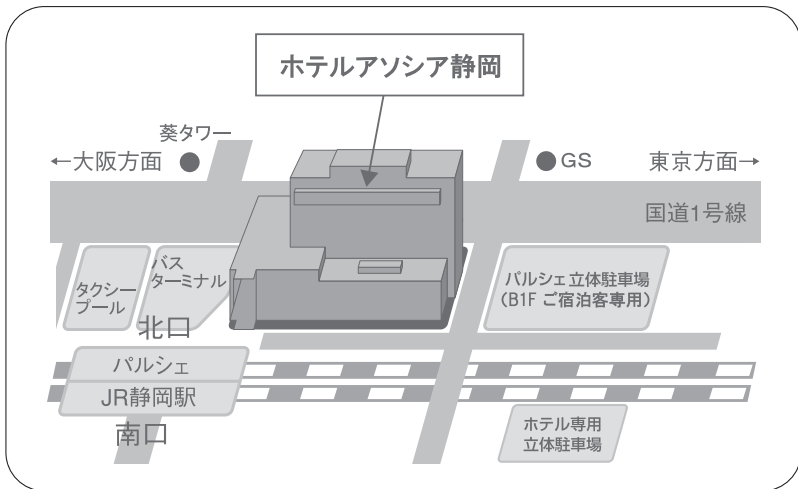
会 場 | ホテルアソシア静岡3階 駿府

静岡県静岡市葵区黒金町56

電話：054-254-4141(代)

(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、「株主総会 会場のご案内」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)

交 通 | ● J R 静岡駅に直結、北口から徒歩 1 分



NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンでご案内します。右図を読み取りください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。